4　前項第四号に掲げる追記情報とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項をいう。
一　正当な理由による会計方針の変更
二　重要な偶発事象
三　重要な後発事象
第十三条の次に次の一条を加える。
（事業報告書の作成）
第十四条　基金に係る通則法第三十八条第二項の規定による事業報告書の作成については、この条の定めるところによる。
2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　基金に関する基礎的な情報
イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の基金の概要
ロ　事務所の所在地
ハ　資本金の額（前事業年度末からの増減を含む。）
ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴
ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに基金への出向者の数
二　財務諸表（通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）の要約
三　財務情報
イ　財務諸表に記載された事項の概要
ロ　重要な施設等の整備等の状況
ハ　予算及び決算の概要
ニ　経費の削減及び効率化に関する目標並びにその達成状況
四　事業に関する説明
イ　財源の内訳
ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明
3　事業報告書には、年度計画に記載されたセグメント（基金を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積り及び当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。
本則に次の二条を加える。
（内部組織）
第二十五条　基金に係る通則法第五十条の六第一号の主務省令で定める内部組織は、現に存する理事長の直近下位の内部組織として農林水産大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。
2　直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）として農林水産大臣が定めるものであって再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。
（管理又は監督の地位）
第二十六条　基金に係る通則法第五十条の六第二号の主務省令で定める管理又は監督の地位は、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして農林水産大臣が定めるものとする。
附則第二項中「第二条各号」を「第四条各号」に改める。

附　則
（施行期日）
第一条　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。
（業務実績等報告書に関する経過措置）
第二条　独立行政法人通則法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第八条第一項の規定により改正法による改正前の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標が改正法による改正後の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標とみなされる場合におけるこの省令による改正後の独立行政法人農業者年金基金の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（次条において「新省令」という。）第八条第一項の規定の適用については、同項の表中「通則法第二十九条第二項第二号に」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（次号において「旧法」という。）第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第二十九条第二項第二号から第五号」とあるのは「旧法第二十九条第二項第二号から第五号」とする。
（事業報告書の作成に関する経過措置）
第三条　新省令第十四条第三項の規定は、この省令の施行の日以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。

○農林水産省令第三十号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第七十四号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十九条第四項及び第六項第二号、第三十二条第二項、第三十八条第二項及び第四項、第三十九条第一項並びに第五十条の六第一号及び第二号の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十七年三月二十七日　農林水産大臣　林　芳正
独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令
独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十五年農林水産省令第百四号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令
第六条及び第七条を削る。
第五条第一項中「機構に係る通則法第三十一条第一項の」を削り、同条を第七条とする。
第四条中「第三十条第二項第七号」を「第三十条第二項第八号」に改め、同条を第六条とする。
第三条第一項中「開始」の下に「の日の」を加え、「（機構の最初の事業年度の属する中期計画については、機構の成立後遅滞なく）」を削り、同条を第五条とする。
第二条第一号中「独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号。以下「」及び「という。）」を削り、同条を第四条とする。
第一条の次に次の二条を加える。
（監査報告の作成）
第二条　機構に係る通則法第十九条第四項の規定による監査報告の作成については、この条の定めるところによる。
2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号及び第五項において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。
一　機構の役員及び職員
二　機構の子法人（通則法第十九条第七項に規定する子法人をいう。以下同じ。）の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人
三　その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者